



個室ビデオ店における 違反是正事例

枚方寝屋川消防組合消防本部の概要

枚方寝屋川消防組合消防本部は、一部事務組合であり、枚方市及び寝屋川市をもって組織されている。

枚方市と寝屋川市は、京都と大阪を結ぶルートの中ほどに位置し、また、淀川に沿う地理的条件から、古くから交通の要衝として発展してきた。

特に高度経済成長期においては、住宅地域を中心とする典型的な大都市の衛星都市として急激な人口の増加をみたが、近年、人口増加は落ち着き、ほぼ横ばいで推移している。

本消防組合の立入検査体制

本消防組合は、昭和23年3月7日に発足し、平成24年3月1日現在、1消防本部、3消防署、15出張所で組織されている。

立入検査の対象となる検査対象物は約11,000対象物で、用途、規模、火災危険性等に応じて6つの検査対象物区分を設け、毎年度消防長が示す立入検査基本計画に基づき、各署所が立入検査計画を策定し、当該計画に基づいて立入検査を実施している。

防火対象物の概要

今回紹介する防火対象物の概要は、以下のとおりである。

- 用途：個室ビデオ店
- 構造：鉄骨造地上3階
- 規模：建築面積270㎡、延面積752㎡
- 消防用設備等：消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯が全て未設置



枚方寝屋川消防組合消防本部警防部予防課
松浦俊哉

消防法令違反覚知の端緒

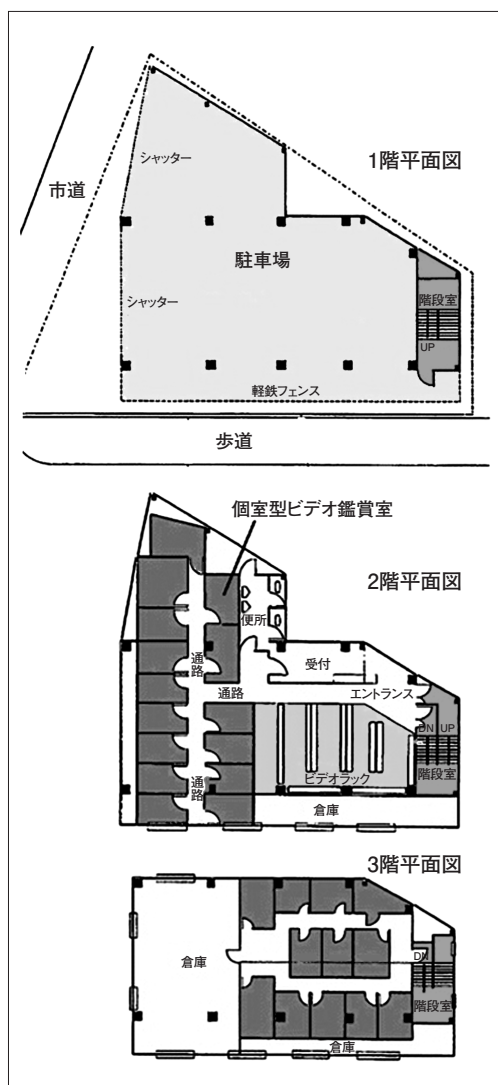
平成20年5月14日、消防署警備課消防係が立入検査計画に基づき、作業場(当初は(12)項イとして把握)の立入検査を実施したところ、当該対象物の用途が作業場からビデオ試写室に改装工事中であった。5月16日、予防課で現地調査したが、関係者不在で外見から確認すると広告用看板が設置されており、近日中に開店する様子であった。

5月19日、占有者である個室ビデオ店の経営者の立会いのもと、第1回目の立入検査を実施した。

その結果、1階が専用駐車場、2階及び3階部分が個室ビデオ鑑賞室として改装工事中であり、屋内階段が1のみで、特定一階段等防火対象物に該当するため、消防用設備等として、消火器、自動火災報知設備、避難器具(一動作式)、誘導灯が必要である旨を指導する。



個室ビデオ店の外観



建物の各階平面図

❶ 違反是正

5月27日、再び現地に赴き、経営者に前回指示した内容の再確認と具体的改善策を提示するとともに、立入検査結果通知書を交付する。なお、開店については5月30日であることが判明し、本来ならば開店前に消防用設備等の設置が必要であるため、計画的に消防用設備等を設置するよう指導する。

5月30日、消火器、誘導灯が設置されていることが確認されたものの、自動火災報知設備及び避難器具については未設置の状態でオープンした。

6月から9月にかけて、継続的に経営者に連絡し、消防用設備等を早急に設置するよう指示するが、前向きな姿勢が見られず、また、現在の進捗状況等を確認するも、全く進んでいない状況であり、履行の意思が欠落している状況であった。

10月1日、大阪市浪速区個室ビデオ店火災が発生したことを受け、翌日、消防署、市役所建築部局、寝屋川警察との合同で第2回目の緊急立入検査を実施した。市役所建築部局では、排煙設備、非常照明、内装制限等の不備を指摘した。

10月3日、経営者が消防署に来署し、立入検査結果通知書を交付するとともに、質問聴取を実施したところ、経営者は、「自動火災報知設備は、

営業が軌道に乗りさえすれば必ず設置するから猶予をくれ」、「今は資金がないからどうしようもない」、「消防は店をやめろというのか、少しぐらい大目にみてくれ」、「どうしても駄目というなら、もう店をやめる」などと主張し、誠意のある対応を見せなかった。

10月24日、再び経営者が来署し、消防用設備等の設置に係る誓約書を提出する。

誓約書は、「私が経営する店舗の消防設備の設置の必要性は十分認識しており、自動火災報知設備、避難器具以外の設備については設置した。しかしながら、自動火災報知設備の設置については、私の財産能力から考えると莫大な費用が必要となり、また、現在店舗の経営状態はおもわしくなく、今後も経営を続けられるかどうか検討中であります。このような状況でありますので、平成21年3月までの間、自動火災報知設備の設置の猶予をお願いします。その間の安全対策については消防署の指導に従い、平成21年3月末時点において閉店するか、設備を設置するかどちらかに決定します」との内容であった。

11月から平成21年4月にかけて、継続的に経営者に連絡し、進捗状況について確認するも履行



消防、警察、建築の合同検査風景

に向けた具体的な動きは見られないため、違反処理へ移行する方針を決定する。

4月13日、違反処理を前提とした第3回目の立入検査を消防署、市役所建築部局、寝屋川警察との合同で実施する。

4月20日、経営者が来署し、自動火災報知設備、避難器具の未設置に係る警告書を交付する。履行期限を6月20日とし、履行期限までに設置がない場合は、消防法第17条の4第1項の規定に基づく消防用設備等設置命令をする旨教示する。

5月18日、履行期限前ではあるが、改修に向けた具体的な動きが見られないこともあり、早急に履行を促すために、催告書を経営者に交付する。また、命令書の交付に向けた準備を進める。

6月16日、設備業者が来署し、自動火災報知設備の着工届を提出する。

6月29日、設備業者が来署し消火器、自動火災報知設備及び誘導灯の設置届を提出し、消防検査を実施する。

避難器具については、設備業者と設置場所等について度々打ち合わせを行った結果、8月12日、避難器具の着工届、防火対象物使用開始届が提出され、8月17日検査を実施し違反処理が完結する。

本件違反処理を振り返って

本件違反処理は、個室ビデオ店である特定一段段等防火対象物における消防用設備等設置義務違反に係る事案であった。

是正に相当の時間を要した要因の一つとして、関係者のペースに合わせて指導してしまったことが挙げられる。

また、違反処理へ移行するタイミングも課題として露呈した。

しかしながら、火災予防の原点に立ち返り、人命危険・火災危険の排除を目標として、「市民の安全・安心の確保」という強い信念のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を心がけ、関係者に示し続けたことで、結果的には是正の完結へと導くことができた事案であった。

この事案を振り返って改めて感じたことは次のとおりである。

一つは、何よりも大切なことは、関係者の立場に立つのではなく、市民(利用者)の立場に立って考えなければならないということ。

もう一つは、違反が認められる対象物に対しては、積極的に何度も足を運び、また、電話などの対応により、消防の本気度を関係者に認識していただく必要があるということである。

違反是正を進めるにあたり、常に先を見据えた計画を立てて、状況に応じて必要な準備を行い、関係者に先々の展開を十分に理解させた上で、是正を求めることが必要であり、かつ有効であることを教訓として得た事案であった。

本件事案から得た様々な教訓を振り返り、今後の違反是正事案に活かしていくとともに、「市民の安全・安心の確保」のために、組織一丸となって査察・違反是正の取組みを進めている。

立入検査・違反是正業務の取組み

本消防組合では平成23年度から、「めざすまちの姿(将来像)」とそれを実現するための計画の基礎となる施策の方向や主要な取組みを明らかにしながら、これまで以上に市民サービスの向上と地域の防災力の強化を図り、安全で安心して暮らせ

査察ニュース

査察ニュース

平成 23 年 2 月 25 日
(No. 21)
発行：警防部予防課

高齢者福祉施設等の現状

1 はじめに

近年、高齢者の増加により高齢者福祉施設の数が増加し、平成 18 年度の介護保険法の改正では、認知症高齢者介護の対応策として認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）のサービスが実施され、今後もその数は増加していく傾向にあります。

このような施設に入所している高齢者は、痴呆や拘束など身体機能の障害と加齢による視力、聴力の低下、更に認知症により理解力や判断力が低下している高齢者がほとんどです。そのために高齢者福祉施設の火災では、多数の死者を出してしまうことが多くあります。

このような状況を受け、消防庁や厚生労働省では、グループホームの防火対策を検討しています。しかし、グループホームよりも規模が大きく、多数の高齢者が入所している特別養護老人ホームなど的高齢者福祉施設の防火対策には多くの課題があると考えられます。

更に高齢者福祉施設での防火対策の課題として考えられるのは、入所している高齢者のほとんどが、寝たきりの身体状態であり、更に加齢などによって視力や聴力などの感覚機能も低下しているために、自力避難が困難な高齢者が多いということです。そのため、避難時間の確保が必要となります。

更に入所者のほとんどが認知症高齢者であるということも大きな課題として考えなければなりません。そのような認知症高齢者の多くは、理解力や判断力が低下しているため、火災の早期発見が遅れたり、避難しなければならぬ状況を理解できない場合があります。

また、認知症高齢者の中には、災害発生時に特異行動により、二次災害を引き起こす危険性も想定されています。

過去に発生した特別養護老人ホームを含む高齢者福祉施設の火災事例では、入所者の特異行動が報告されています。したがって、高齢者福祉施設の防火対策には、入所者の身体状態のほかに、認知症高齢者の特異行動に対する対策を検討する必要があると思われます。

現在の高齢者福祉施設には、自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置と定期的な消防訓練の実施が義務付けられていますが、多数の認知症高齢者を安全な場所へ迅速かつ一斉に避難誘導するためには、多大なリスクがあると予測されるため、対策の検討はほとんど行われていないのが実情です。

発生年月日	場所	施設の種別	死傷者数
平成 15 年 1 月 15 日	長崎県大村市	認知症高齢者グループホーム	死者 7 名、負傷者 3 名
平成 22 年 11 月 13 日	山形県大村市	有料老人ホーム	負傷者 22 名
平成 21 年 3 月 19 日	群馬県渋川市	介護有料老人ホーム	死者 10 名、負傷者 1 名
平成 22 年 3 月 13 日	札幌市北区	認知症高齢者グループホーム	死者 7 名、負傷者 2 名

査察ニュースによる取組み

㊦ 違反是正

る災害に強いまちを目指すために、第3次将来構想計画を定め、当該計画の予防業務の基本目標として、「査察・違反処理体制の推進」、「防火安全対策の推進」、「保安体制の充実整備」を掲げている。

この基本目標を達成し、市民の安全・安心を確保するために、様々な取り組みを実施しているところである。

平成23年4月1日には、当消防組合査察規程を改正した。改正の趣旨としては、「効率的かつ効果的な立入検査の実施」、「危険度に応じた重点的な検査の実施」、「長期間未実施とならない検査実施区分の見直し」を柱にし、これまで、対象物の用途・規模を中心とした検査対象物区分から、火災危険性を考慮した区分に変更した。

査察規程の改正により、火災予防上危険であると認められる対象物に対しては、積極的に査察・違反処理を実施している。

また、交替制勤務職員である消防隊及び救助隊が立入検査を実施する検査対象物の範囲を拡大することで、対象物の実態や消防活動上必要な施設・設備について把握し、火災等の災害が発生した場合、警防活動を効率的かつ効果的に実施することを目指している。

平成23年度の立入検査基本計画は、計画の作成から実施と評価、検証並びに改善というPDCAサイクルに基づき、実効性のある査察を推進することとした。

さらに、時節に応じた査察を実施することで、事業所の関係者に、より一層火災予防思想の普及並びに防火意識の高揚を図るため、歳末繁忙期に係る量販店の検査を、署長査察と命を打ち行った。

その他の取り組みとして、査察・違反是正の推進を図り、職員の認識を高めることを目的とした執務上の資料として、本消防組合が行った違反是正事例等の取り組み等を「査察ニュース」により全職員に対して配信している。

また、定期的に査察事務を担当する職員による査察事例の発表・研究会等を実施した。研究会では、職員が査察事例の発表を行い、当該事例を通じて、査察に係る問題点の検討及び討議を積極的に行うことで、職員の知識・技術の向上に努めている。

これらの取り組みにより、違反処理件数は前年度を大きく上回り、その成果は飛躍的に向上した。このことは、職員一人ひとりの意識や取り組む姿勢の変化の現れであり、是正を進めるうえでの一つのツールとして積極的に違反処理を実施した結果であると判断できる。

また、是正指導を進めるにあたり、予防課職員と交替制勤務職員が連絡・調整を密に行い、違反処理を実施した事実もあり、署が一丸となって取り組みを進めたことが成果として現れたものと確信する。

今後の取り組み

平成23年度下半期からは、立入検査を側面から促進することと、事業所の防火管理者を中心とした自主防火管理体制の構築を目指すために自主検査の運用を開始した。

管内の防火対象物の実情に応じて、法令遵守の状況が優良と認められる防火対象物に対しては、自主防火管理体制の構築を促進し、一方で火災予防上危険であると認められる防火対象物に対しては、強力に違反是正を推進することとしている。

今後の取り組みとしては、平成23年度に実施した施策をしっかりと検証するとともに、夜間査察を含むあらゆる機会をとらえた査察を展開したいと考えている。

また、他市町村が実施している施策や成功事例等を参考に、市民の安全・安心を確保するために、組織としてますますの査察・違反是正体制の向上を目指したいと考えている。



査察事例の発表・研究会の風景